

国東市配食サービス事業実施要綱

〔 国東市告示第 60 号 〕
平成 27 年 3 月 31 日

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 36 号

改正 平成 29 年 1 月 4 日告示第 1 号

改正 令和元年 8 月 27 日告示第 51 号

改正 令和 2 年 3 月 27 日告示第 34 号

改正 令和 3 年 6 月 8 日告示第 128 号

国東市配食サービス事業実施要綱（平成 18 年国東市告示第 58 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 国東市配食サービス事業（以下「事業」という。）は、調理が困難な在宅の高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は国東市とする。ただし、利用対象者及び実費負担額の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営を行うことができると認められる医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人並びに営利法人等（以下、「法人等」という。）に委託することができるものとする。

（対象者）

第 3 条 この事業の対象者は、市内住所を有している介護保険の被保険者（介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 9 条に規定する介護保険の被保険者をいう。）で、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 要介護認定者で、ケアプランにおいて必要性が記載されている者。
- （2） 別表「配食サービス利用基準表」により栄養改善や自立支援の観点から必要と認められる者。

（サービスの内容）

第 4 条 配食サービスの内容は、栄養のバランスのとれた食事を訪問により定期的に提供するとともに、訪問の際安否を確認し健康状態に異常等があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。栄養のバランスのとれた食事とは、普通食（ごはん＋おかず）1 食当たりのエネルギー量が 600～700kcal、食塩相当量が 3.5 g 以下のものとする。

（利用回数）

第 5 条 この事業の利用回数は、1 日 1 回（夕食）とする。ただし、週 7 回を上限と

する。

(利用申請)

第 6 条 この事業のサービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国東市配食サービス利用申請書（様式第 1 号）を市長へ提出するものとする。

(利用の決定及び変更)

第 7 条 市長は前条の申請を受けたときは、必要に応じて地域包括支援センター職員による調査を行い、第 3 条の対象者に該当するかを地域ケア会議等で協議し、決定者には国東市配食サービス利用決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長又は利用者は、回数等の変更、廃止等があった場合は、速やかに連絡しなければならない。

(利用者の義務等)

第 8 条 利用者は、この事業の目的にそった利用に努めるとともに、市が行う事業の継続利用に係る調査に協力しなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。

3 市長は、前項の規定による是正措置が講じられないときは、当該利用者に対するサービスを廃止又は停止することができる。この場合において市長は、国東市配食サービス利用取消（停止）決定通知書（様式第 3 号）により利用者に通知するものとする。

(実費負担)

第 9 条 利用者は、一食につき食材費等の実費として次の額を負担するものとする。

配食内容	金額
普通食（ごはん＋おかず）	370 円
普通食（おかずのみ）	300 円

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 36 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 4 日告示第 1 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 27 日告示第 51 号）

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日告示第 34 号)
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 8 日告示第 128 号)
この告示は、公示の日から施行する。